

UPS（無停電電源装置）・オンサイト保守サービス規定

株式会社 ユタカ電機製作所

第1条 保守サービスの内容と範囲

- (1) ユタカ電機製作所（以下「ユタカ電機」という）は弊社UPS（無停電電源装置）（「以下装置」という）に関し、本規定を条件として保守サービス登録証明書（以下「本証明書」という）に記載された保守サービスを保証します。
- (2) 本サービスは障害（製品からALARM点灯、出力断、等）発生時に必要に応じてユニット等の交換（もしくは同等製品の交換）作業を行い、またはバッテリー寿命（バッテリーの自動寿命診断の結果、バッテリー交換が必要と判断された場合）での交換作業を行いサービス対象機の機能を回復し正常に稼働するように致します。
- (3) 装置に接続されているオプション品、ソフトウェア及び付属品類は本サービスの対象に含まれません。
- (4) 本サービスの範囲は日本国内に限り適用とします。（但し山間部・離島の場合は別途費用がかかります）

第2条 契約期間

- (1) サービスの契約期間は本証明書に記載の期間とします。
- (2) お客様のご都合でこの契約途中解約された場合、既にお支払いいただきました代金のご返金はできません。

第3条 保守サービス除外項目

次の各号に定める事項は本サービスの範囲に含まれません。以下の場合のサービス実行は、別途費用が掛かります。

- (1) お客様の都合による装置の移設または移転に伴う装置の不具合、故障のサポート。
- (2) 装置の改造の結果生じた不具合、故障のサポート。
- (3) 天災、地変その他、ユタカ電機の責に帰すことの出来ない事由により発生した不具合、故障のサポート。
- (4) お客様の使用上誤りの結果生じた不具合、故障サポート

第4条 交換装置の所有権

サービスの履行に伴って交換された不良製品の所有権はすべてユタカ電機に帰属するものとします。

第5条 責任範囲

サービス実施の際に発生する不測の事態等に備えて、お客様の責任においてデータを保護またはバックアップしてください。装置使用中の故障又は、誤動作によるデータ破損や滅失など、および本サービス実施の際に生じたお客様への損害、又は第三者からのお客様に対する請求に対して弊社はその責任を負いません。

第6条 保守員の出入り許可

お客様は、サービスの為にユタカ電機が派遣するエンジニアの当該装置設置場所への出入りを許可するものとします。

第7条 記載事項変更の連絡

- (1) お客様はサービスの実施に関わる本証明書に記載の登録事項に変更が生じた場合、速やかにユタカ電機にご連絡ください。
- (2) ユタカ電機は前項によるお客様の移転先が離島等又、その他の事情により追加料金が発生するような場所にある場合は、サービス料金を変更できるものとします。

第8条 権利業務譲渡の禁止

お客様は本証明書上の地位を第三者に譲渡し又は継承させてはならないものとします。又、本証明書から生ずる義務の全て及び一部を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

第9条 個人情報保護

ユタカ電機はサービスの履行に関連してお客様から受領した個人情報をサービスの履行の目的として利用するものとし、それ以外の用途には利用しません。但し法令、政府機関裁判所による命令などによる場合或いは本規定第10条に定める再委託先への開示についてこの限りではありません。

第10条 再委託

ユタカ電機は本保守をユタカ電機が指定する第三者に再委託できるものとします。

第11条 秘密保持

お客様及びユタカ電機はサービスの履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の秘密をサービス履行に必要な範囲内でのみ取り扱うものとし、契約期間中及び終了後も第三者に漏洩してはならないものとします。但し第10条記載の第三者に対しては開示できるものとします。

第12条 失効

お客様及びユタカ電機は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は何ら催告を要せず本証明書を失効させることができるものとします。

- (1) 本規定の上項のいずれか一つに違反した場合。
- (2) 会社更生手続きの開始、破産、民事再生手続開始もしくは競売を申し立てられ、又は自ら整理会社更生手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき。
- (3) 事業の廃止または解散の決議をしたとき。

第13条 協議解決

- (1) 本規定に明記しない事項や各条項の解釈について疑義が生じた場合には誠意をもって協議の上、円満に解決するよう努力します。
- (2) 本規定に関連しお客様とユタカ電機間で紛議が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以上